

平成二十一年
一月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第二千四十三号から
第二千五十号まで

題 名	公報番号	日
一 生活保護法による介護機関の指定	二〇四三	六
二 生活保護法による指定介護機関の変更	〃	〃
三 道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
四 建築基準法による道路位置の指定	〃	〃
五 県議会臨時会の招集	号外一	〃
六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	二〇四四	九
七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	〃	〃
八 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	〃	〃
九 生活保護法による指定施術者の廃止	〃	〃
一〇 生活保護法による医療機関の指定	〃	〃
一一 生活保護法による施術者の指定	〃	〃
一二 生活保護法による指定医療機関の変更	〃	〃
一三 生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
一四 公の施設の指定管理者の指定	〃	〃
一五 公の施設の指定管理者の指定	〃	〃
一六 公の施設の指定管理者の指定	〃	〃
一七 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧	〃	〃
一八 公の施設の指定管理者の指定	〃	〃
一九 公の施設の指定管理者の指定	〃	〃
二〇 地域森林計画の変更	二〇四五	一三
二一 道路の供用開始	二〇四五	一三
二二 〃	〃	〃
二三 道路の供用開始	〃	〃
二四 〃	〃	〃
二五 道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
二六 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	二〇四六	一六
二七 生活保護法による医療機関の指定	〃	〃
二八 地籍調査の成果の認証	〃	〃
二九 耕地整理組合の臨時代理者の指定	〃	〃
三〇 第二種大規模小売店舗立地法特別区域の案	〃	〃
三一 基本測量実施の通知	〃	〃
三二 道路の供用開始	〃	〃
三三 〃	〃	〃
三四 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	二〇四七	二〇
三五 道路の供用開始	〃	〃
三六 〃	〃	〃
三七 河川区域の変更による廢川敷地等	〃	〃
三八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定	二〇四八	二三
三九 優良図書の推奨	〃	〃
四〇 青少年に有害な図書類の指定	〃	〃
四一 青少年に有害な興業の指定	〃	〃
四二 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧	〃	〃
四三 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	二〇四九	二七
四四 生活保護法による医療機関の指定	〃	〃
四五 道路区域の変更	〃	〃
四六 生活保護法による介護機関の指定	二〇五〇	三〇
四七 基本測量終了の通知	二〇五〇	三〇
四八 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出	〃	〃
四九 建築基準法による道路位置の指定	〃	〃
〇 漁業権設定の免許	二〇四三	六
〇 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施	〃	〃
〇 県営土地改良事業の換地計画の決定	〃	〃
〇 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	二〇四四	九
〇 県有財産の売払いに係る一般競争入札の中止	二〇四五	一三
〇 条件付き一般競争入札の実施	二〇四六	一六
〇 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施	〃	〃
〇 県営土地改良事業の換地計画の決定	〃	〃
〇 土地改良区の定款変更の認可 二件	〃	〃
〇 県営土地改良事業の換地計画の変更	〃	〃
〇 県営土地改良事業の換地処分	二〇四七	二〇
〇 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定	〃	〃
〇 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施	二〇四八	二三
〇 土地改良区の定款変更の認可	〃	〃
〇 物品調達契約に係る一般競争入札の実施	二〇五〇	三〇
〇 土地改良区の役員の変更及び就任の届出 二件	〃	〃

告 示

公 告

<p>教育委員会規則</p> <p>一 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則 二〇四八 二三</p>	<p>教育委員会告示</p>	<p>一 教育委員会会議の開催 二〇四三 六 二 公の施設の指定管理者の指定 二〇四四 九</p>	<p>選挙管理委員会告示</p>	<p>一 公職選挙執行規程の一部を改正する規程 二〇四四 九 二 政治団体の設立の届出 二〇四九 二七 三 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 〃 〃 四 政治団体の解散の届出 〃 〃 五 政治団体の収支に関する報告書 〃 〃 六 公職の候補者の資金管理団体の届出 〃 〃 七 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出 〃 〃</p>	<p>警察本部公告</p>	<p>○職員の免職処分 二〇五〇 三〇</p>	<p>その他</p>	<p>○平成二十年度行政書士試験の合格者 二〇四九 二七</p>	<p>正誤</p>	<p>○昭和三十九年三月三十一日付け秋田県条例第三十四号の正誤 二〇四八 二三</p>
-------------------------------------------------------------	-----------------------	----------------------------------------------------------------	-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------	-------------------------	-------------------	----------------------------------	------------------	---------------------------------------------

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇五
 E-mail:matsubar@matubarahnsatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原 繁 雄